



Title	株式資本論の理論的展開:武井邦夫著 『利子生み資本の理論』(時潮社,1972年)によせて
Author(s)	松原, 智雄
Citation	北海道大學 經濟學研究, 26(1), 145-174
Issue Date	1976-03
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/31339">http://hdl.handle.net/2115/31339</a>
Type	bulletin (article)
File Information	26(1)_P145-174.pdf



[Instructions for use](#)

## 株式資本論の理論的展開

—— 武井邦夫著『利子生み資本の理論』（時潮社、1972年）

によせて ——

松原智雄

### 一、本稿の課題

所謂「世界資本主義論」にあつては、原理論における株式資本論は次のような位置をあたえられている。つまり、「帝国主義段階の現実をも内面化して模写する原理論（は）、ほかならぬ株式資本をもって資本主義的生産の全体的編成の最後の窮極の形態としている……」<sup>1)</sup>と。そして、株式資本の理論的展開とその意義は次の言葉に集約されている。「（株式資本は）固定設備の温存と関連して、もはや新たな水準の一般的利潤率の形成の基礎を失わせ、したがって利潤率の不均衡を残したままさまざまな利潤を利子率によって資本還元し、これをとおして、産業資本を社会的貨幣資本に擬制しつつ、資本の社会的全体編成を形式的に実現するものとしてあらわれるのである。このことは、いうまでもなく、資本がもはや現実的には資本主義的生産の全体編成を利潤率の均等化をとおして実現しえなくなったということであり、株式形態における資本はまさしくこのことをみずから告白するものであるといつてよい。」<sup>2)</sup>

つまり、ここでは「帝国主義段階の現実をも内面化して模写する原理論」なるものにおける株式資本は、理論的に想定される資本蓄積機構による固定資本の処理が一定の時点で処理されえなくなったことを告白するものとしてとらえられている。そのことは、価値法則の貫徹機構たる利潤率均等化法則の破綻を意味するのであり、とりもなおさず、資本主義的生産様式の社会的

支配力の限界を露呈するものであることを意味する。したがって、「世界資本主義論」者が帝国主義研究を19世紀末の大不況の研究にもって替え、資本主義の新たなる段階としての帝国主義段階を、「大不況」ないし、「崩壊」局面としてのみとらえるという一面性を示したのも、<sup>3)</sup> けだし当然のことであろう。

彼らにあっては、「経済学は、世界資本主義の歴史的形成過程をその内的必然性において叙述する原理論と、同じ内的必然性をその具体的な姿態において叙述する世界資本主義論とに大別されるわけですが、論理的展開と歴史的発展の関連という側面からいえば、両者はいずれも照応以上の関係にあるといえましょう<sup>4)</sup>」とされており、その意味では、論理と歴史とを「照応以上の関係にある」としたマルクス『経済学批判要綱』の次のような株式資本論に対する構想ないしは推論を、その理論的把握の特質を無視して、受け入れるということにもなっているのである。<sup>5)</sup>つまり、『経済学批判要綱』の株式資本論は「個別諸資本としての諸資本の相互的行動が、……一般的諸資本としてのそれらの措定となり、また個別者の外見的独立性と自立的存在との止揚となる。それだけでなくこの止揚は、信用においてもおこなわれる。そしてこの止揚のいきつく究極の形態——だがそれは同時に資本に適応したその形態での資本の終局的措定である——は、すなわち株式資本である。<sup>6)</sup>」とされており、それは別の言葉でいえば「資本が自己自身を発展の制限と感知し意識しはじめるやいなや、資本は、自由競争の制御を通じて、資本の解体の通告者であると同時に資本に立脚する生産様式の解体の通告者であるところの、諸形態へと逃避するのであるが、そのときこれら諸形態は資本の支配を完成するようにみえるのである<sup>7)</sup>」ということになるであろう。このような『経済学批判要綱』における株式資本論の構想と、ヒルファーディング『金融資本論』に依拠しつつ、固定資本の巨大化を媒介にして、帝国主義論と結びつけたのが「世界資本主義論」の株式会社論の根本的特徴をなす。

だが、我々は鈴木・岩田理論と称される「世界資本主義論」を、ここで正面切って取上げようというのではない。それらについては既に多くの批判が、<sup>8)</sup> 根本的な論点をめぐってなされている。その論争を念頭におきながら、我々

はそこで提出された諸論点を踏まえつつ、武井邦夫氏の『利子生み資本の理論』をここで取り上げようとする。氏は基本的には「世界資本主義論」の方法的立場に立たれながら、それとは独自な見解を提出されておられる。したがって、基本的な経済学の方法や原理論上の展開方法に関する限り、「世界資本主義論」に対して従来なされてきた批判が氏に対しても援用しうると考えられるのであるが、武井氏の独自な見解についてはこれをここであらためて検討する必要があると考えられる。つまり氏の独自性とは、鈴木・岩田理論のように「帝国主義段階を内面的に模写する株式資本」を原理論において説く、というのではなく、自由主義段階の株式資本に基礎をおいて原理的な株式資本論を展開しようというところにある。そしてそこで与えられた株式資本規定と帝国主義段階に一般的に見られる株式会社形式の資本との異同を、資本主義における物神性を軸にしつつ検出しようとして試みられる。そして、『資本論』体系との関連からみても、株式資本の理論的展開において、『資本論』においては必ずしも明確ではなかった株式資本と物神性の問題、あるいはそれらと地代論との篇別構成における関連性等が氏にあっては土地価格形成をめぐる特有な構造において把えかえされている<sup>9)</sup>、ということができる。

本来、商品経済的形態の機構にすぎない株式資本を、資本主義の没落＝帝国主義という特殊歴史的な問題に対する指標としたところに「世界資本主義論」の「独自性」があるとするならば、それと基本的な方法においては共通点を有しつつ、株式資本のみならず、原理論の抽象の基礎を自由主義段階の世界資本主義そのものに求めるところに武井氏の「独自性」がある。そしてそのことが、氏の意図とは関わりなく結果的には、『資本論』体系の諸問題に氏が近接しうることになりえたのではないかと我々には考えられるのであるが、勿論、そのことの当否は、武井氏の株式資本論を検討することによって明らかとなる。以下、氏の方法と実際の展開にそくして、その独自な株式資本論の理論的有効性を検討することにしよう。

1) 鈴木鴻一郎「帝国主義論と原理論」(脇村義太郎教授還暦記念論文集『世界経済分析』、岩波書店、1962年、112頁)。

- 2) 同上書, 110頁。
- 3) 「世界資本主義経済の発展段階を具体的に明らかにする場合には〈大不況〉に示されるようなそうした停滞基調が、主要諸国における産業株式会社の本格的な普及発達や独占組織の形成にさきだつて、むしろその前提としてあらわれるとともに、金融資本の確立によつても払拭されずに、様相を変えながら持続するということが重要なのではないかと思われるのですが。」(「シンポジウム, レーニン『帝国主義論』50年」, 『経済学論集』33巻, 4号, 63頁, 伊藤誠氏発言)。

しかし、「帝国主義論にとっては、金融資本の形成が問題なので、イギリスの〈大不況〉との関係は、むしろイギリスないし世界市場の現状分析に属すること」(宇野弘藏『経済政策論改訂版』, 弘文堂, 152頁)としなければならず、このシンポジウムでも馬場宏二氏が発言されているように重工業の生産力の発展という世紀転換期の「慢性好況的になる時期」(前出「シンポジウム」63頁)を対象にして金融資本の典型規定がなされなければならない。要する伊藤氏の発言は、帝国主義段階における景気変動の不況的側面を一面的に強調したものであり、「世界資本主義論」に立つ人々に共通の理解である。そして株式会社の機能もその側面からのみ扱われているにすぎない。それは、いわば金融資本の一面にすぎず、「窮乏化法則」や資本主義の崩壊を一面的に強調する「マルクス主義経済学」にも通ずる悪しき一面ではないだろうか。

このことと関連して、ベルンシュタインの転向について興味ある事実がある。つまり、「1895年にエンゲルスが死んだあと、ヨーロッパは大不況を脱して好況を迎えたが、それは彼(ベルンシュタインのこと——引用者)に一大衝撃を与えた。というのは、彼は、後年みづから述べたように(……),大不況こそは資本主義崩壊の接近を、したがってマルクス理論の正しさを示すものだ」と信じ、これがまた彼にマルクス理論を受容させた一大要因だったからである」(戸原四郎『資本論』と修正主義論争」(『経済学論集』33巻, 3号, 59頁)と。そして、ベルンシュタインは、19世紀末からの景気回復とともに「修正主義」に転向していったのである。これはこれで又、逆の意味で正統派マルクス主義にとらわれた対応の仕方であるが、一面性は免がれない。

- 4) 鈴木鴻一郎「経済学をいかに学ぶか」(『経済セミナー』1963年5月号, 14頁)。
- 5) 鈴木鴻一郎編『経済学原理論』下, 505~512頁。又伊藤誠「株式資本」(『セミナー—経済学教室1, マルクス経済学』日本評論社, 1974年, 232頁参照)。

なお『経済学批判要綱』の株式資本論については、拙稿「マルクスの株式会社論」(北大『経済学研究』第24巻, 第1号)参照。

- 6) K. Marx, Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie, Rohentwurf 1857—1858, Dietz Verlag, 1953. S. 550. 高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』(大月書店)Ⅲ—602頁。

- 7) Ebenda, SS. 544~545, 邦訳Ⅲ—601頁。
- 8) 「世界資本主義論」をめぐる論争の経過および文献については、入江、星野編『帝国主義研究』I (お茶の水書房, 1973年) 242頁以下, および巻末文献目録を参照。
- 9) 「利子生み資本」「地代論」「物神性」という『資本論』体系の最終諸篇に関わる問題については、宇野理論以外ではその関連について秩序だった整理がみられない。『資本論』の現行篇別からすれば、「地代論」こそ「物化」「物神性」の体系的展開としての『資本論』の到達点とされなければならないであろう。そのような試みとして、井上周八「土地物神について」(『立教経済学研究』第21巻, 第1号, 1967年)がある。そこでは「土地→地代なる表現は、……, その本質において、資本制的生産様式のすべての媒介を含む最高度の物神的表現である」(同論文, 185頁)とされ、「ブルジョアの表象」にとっては「自然的な永遠の正義である」(同上)とされている。しかし地代論は土地所有を前提にし、土地という独占されうる自然の豊度と制限性を基礎にして、生産手段としての土地の利用に対する剰余価値の分配形態を明らかにするのであり、「それ自身に利子を生む」というような「最高度の物神的表現」ではありえない。土地—地代という所得範式は、「それ自身に利子を生むものとしての資本」に媒介されることによって始めて、土地価格—利子という資本主義的な物神的性格を受けうるのであって、基本的には「それ自身に利子を生むものとしての資本」という資本主義の理論に包摂されて展開されるものであろう。しかし、それはもはや原理の問題ではなくなる。「土地物神」を氏のように資本主義の最高の物神としてしまうと、資本主義は重農主義にまで後もどりすることになるのであり、ややもすると資本主義以前の自然崇拜的な土地物神と混同されてしまうことになる。物神性は自然崇拜的なものと、商品経済にもとづくものと厳密に区別しなければならない。井上氏はこの点を必らずしも明確にしていない。つまり氏は言う。「物神の謎は、それが物神であることが認識されるや、このことを認識した人にとっては消滅する」(同論文186頁)と。しかし自然科学的認識を欠除した自然崇拜的な「物神性」ならば認識=消滅ということがありえても、資本主義的な物神性は商品経済社会の人間活動が不断に生みだしているので、認識=消滅ということではすまされない。商品経済の廃絶以外にその消滅もありえない。

井上氏の「土地物神」を「資本主義の最高の物神性」とする捉え方は、『資本論』を物化・物神性を解明する体系ととらえる限り、現行『資本論』の篇別構成から必然的に帰結されるであろう。しかし、「土地物神」を資本主義的物神の最高の形態とすると、資本主義社会と、資本主義以前の土地を主要生産手段とした諸社会と根本的差異が不明確となるであろう。

## 二、株式資本論の課題と方法

武井氏は原理論における株式資本論を、次のような一見相反する課題を解決すべきものとして設定する。つまり、「株式資本論を原理的に展開しようとするれば、全産業部門に一樣に妥当するものとしなければならないのに、特定産業部門の固定資本の巨大化を前提にしなければ、実際には展開されえず、さりとてこれを原理論から追放すれば、物神性の極限概念である資本利子論を原理論から捨象する結果となって、原理論体系が未完結となるという一見解決不可能なジレンマ、これがわれわれにその解決を迫っている課題なのである」(『利子生み資本の理論』195～6頁。以下、本書の引用に際しては『理論』と略記する)と。

この文章はやや意味のとりにくいところがあるが、つまりこういうことであろう。即ち、株式資本の原理的展開は当然全ゆる産業部門の株式資本化を意味するのであるが、実際の株式資本の一般産業部門への普及は、自由主義段階以後の特定産業部門の固定資本の巨大化を株式会社形式によって処理することを通してしかありえなかった。つまり株式資本は、一般的には特定産業部門に関わる部分的存在でしかないといいうる。となると株式資本は全ゆる産業に一樣に妥当するものとして展開される原理論から排除すべきであるが、それを排除すると原理論の究極規定たる資本—利子がとけなくなるというジレンマが生じる、と。このようなジレンマを解決するために氏は原理論の抽象基盤を19世紀中葉のイギリスを中心にした世界市場的連関に求められる。(『理論』116頁参照) つまり、株式資本論のもつジレンマから「脱出」(『理論』227頁) するためには、「全展開の前提となる〈純粹資本主義社会〉の想定自体を再検討する必要がある」(同上)り、「このような想定を原理論の一部でおこなうことは」(同上) あっても、「決して全体系においてそれを貫徹すること」(同上) はできない、とされるのである。そしてこのように原理論の抽象基盤を自由主義段階の世界市場的連関をもつ産業資本に求めるならば、そこにも「すでに部分的に株式会社の普及がみられる」(同上)。そしてこの

株式会社の出現は「純経済的現象」(同上)であるから原理論に導入しようと、武井氏は主張される。かくて、このような「一見非原理的な部分的存在としての株式会社制度」(『理論』231頁)を前提にして、資本利子、資本の商品化を明らかにする論理的展開こそ、資本主義社会の物神性を明らかにし原理論をしめくり、資本主義社会が労働力商品を「歴史的与件としてのみ与えられることに対応する」(『理論』231頁)「資本主義の歴史的な性格を物語る」(同上)とされるのである。

だが、我々は以上のような武井氏の株式資本に関する課題設定、解決方法に多くの疑問をもつ。たしかに「株式資本論を原理論的に展開しようとすれば、全産業部門に一律に妥当するものとしなければなら」ず、又株式資本の一般産業への普及は「特定産業部門の固定資本の巨大化を前提にしなければ、実際には展開されない」。だから株式資本はそもそも原理論では取扱えない、とするのは正しい。だが武井氏は「一見非原理的な部分的存在としての株式会社制度」を前提にしなければ、原理の究極規定たる、物神性、資本の商品化は説けない、と言われる。勿論それが正しいかどうかについては後に検討しなければならないが、ここで不思議に思うのは氏の前段の文章と後段の文章のつながりである。氏は株式資本が原理的に展開されない、と前段で主張される。しかしそれに忠実である限り、「非原理的」な株式会社を前提にしなければ説けない物神性、資本の商品化は、原理の規定たりえないと考えてよいのではないだろうか。とすると、このジレンマはもともと本来の株式資本論の課題たりえないのではないだろうか。氏は宇野教授が指摘された正しい株式資本の理論的処理方法を採用しつつ、それに対して、株式資本にそなわる歴史的事実や、それから得られた氏の独自の方法を単純につきあわせてなにかそれが株式資本論自体のもつジレンマのように思われているのである。しかし、実はそれは氏自身内部でのジレンマにすぎないのではなからうか。武井氏はこのジレンマから脱出するために原理論の枠組を破壊し、全く別個のものをもってそれが「原理論」だとされるのであるが、それがはたして成功するかどうか、氏のいわれるところを聞いてみよう。

まず第1に原理論における根本的な問題である論理と歴史的与件の関連について。

氏は先にも触れたように、原理論展開のための歴史的与件として労働力の商品化と株式資本をあげておられた。それについて次のようにいわれている。「原理論における商品・貨幣・資本の流通形態の展開は、商品経済の歴史的発生・発展が労働力の商品化を契機として全社会を支配するにいたる過程を理論的に圧縮して示しているといえよう。そのばあい、労働力の商品化は歴史的与件として登場し、流通論を生産論へ飛躍させる移行契機となる。それと同様に、純粋資本主義的競争を行なう資本の中から株式資本が出現する契機は、理論的には与えることはできない。それはもっぱら歴史的与件としてのみ与えられるにすぎない」(武井邦夫「原理論と世界資本主義」『政経学会雑誌』第27号、1970年、23頁)と。労働力の商品化と株式資本は資本の「自立的運動機構の発生点と変質点の歴史性」(同上)を明示するものであり、「対象それ自身の歴史性を確認する」(同上)ものである。これが氏の原理論における二つの「歴史的与件」の意義である。

だが、このような原理論把握では資本主義の発生期は、流通形態の展開(これは商品経済の外延的拡大と同義にされてしまうことになる)に矮小化され、本源的蓄積の意義が無視される。つまり流通形態論の展開が労働力商品の不存在を前提にしていること、そして資本形式の展開が、産業資本的形式にいたって必然的に労働力商品を要請することは原理論の流通形態から導き出しうるとしても、これによって、歴史的与件たる労働力商品化が、いかにして旧社会の解体過程から与えられるか、という資本主義発生期の根本問題について答があたえられるわけではない。勿論氏もこんなことは百も承知のうえで歴史的与件とされているのかも知れない。だから検討は更に根本的なところへと進まざるをえない。つまり流通形態による労働力商品の包摂は、「自立的運動機構の発生点」の歴史性を明示するものだけなのか、否か、である。いうまでもなく流通形態による労働力の包摂は他の諸社会と区別される資本主義一般の特質を示している。その機構はいうまでもなく、原理論全

体によって明らかとなる。それはともかく、流通形態による労働力商品の包摂過程は、典型的には前資本主義的な諸資本が歴史的に与えられた直接生産者の労働力を支配していく過程を念頭に浮かべて説くのが、自然な方法なのであるが、それは先にも見たように必ずしも歴史的な内容を含むことではなかった。だからこれと同じく流通形態による労働力商品の包摂過程の論理は労働力商品を産業資本的に包摂していく過程にも、金融資本的に包摂していく過程にも当然あてはまるのではないであろうか（勿論、その歴史的内容の相異をいれなければ意味がないのであるが）。だから流通形態による労働力の包摂過程は単に発生期だけを明示するものとしてしまうわけにはいかないのではないか。資本主義の一般理論という原理論の性格からして、その論理が特殊歴史的の局面のみを反映するように考えてはならないのではないだろうか。しかし、この点はなお考究を要する<sup>1)</sup>。

次に問題となるのは、そしてこの点こそ本論にとって中心の問題となるものなのであるが、株式資本をもって変質期のメルクマールとする氏の主張である。こうした方法をもってしては変質期の本来の意義が明確とならないことは先に労働力商品化のところでも述べたことと同じである。前に述べたように、氏は岩田・鈴木理論にいう株式資本とは異なって、自由主義段階の株式会社に原理論における株式資本論の抽象基盤をおいている。自由主義段階にも存在する株式資本をもって変質期のメルクマールとする場合、もともと株式会社は資本主義的發展に阻害的なものである、とする必要がある。だが氏はそのようなことを一言も述べておられない。むしろ自由主義段階の「株式会社の出現は純経済的現象」と考えられており<sup>2)</sup>（『理論』227頁参照）、帝国主義段階の株式会社が独占資本を生みだし、「独占は国家の経済に対する積極的干渉を前提」（『理論』227頁）とする、ということをもって両者の区別をなされている。

しかし、我々はこのような氏の見解には同意できない。それは第1に自由主義段階の株式会社の役割が氏にあっては明確でないからである。おそらく氏は株式会社の出現が「純経済的現象」であったとされつつ、基本的にはそ

の阻害性を考えておられるのであろう。株式会社が一般的には純粋資本主義的發展に阻害的である、と考えられるのは我々も同意見である。だがそれは自由主義段階の株式会社から抽象してとらえられるものではない。帝国主義段階の株式会社制度の役割からとらえられるものである。自由主義段階の株式会社の役割についての歴史的事実が問題にされるであろうし、又そのような事実を反映する古典的諸学説においていかに株式会社がとり扱われてきたか、ということも問題にされるべきであろう<sup>4)</sup>。マルクスに即してみても、その取扱いは必ずしも明確でないことは言うまでもない。『経済学批判要綱』以来、『資本論』に至るまで、ほぼ一貫して株式会社を資本の論理的展開の延長上に位置づけるという視点が一方でみられる。それは株式会社の経済性にたいする不信をのぞかせつつ、資本主義の発展につれ、株式会社もマルクスの明らかにした経済法則に従がうことを予測していると、いってよいであろう<sup>5)</sup>。つまり、基本的にはマルクスは資本主義の法則的展開に対して株式会社は種々の障害を有するものとはいえ、いずれは原理的法則に従がうものとする見解をもっていたということができようであろう<sup>6)</sup>。だが他面では、株式会社は利潤率均等化に参加しないとか、後にみるように、その経済的非自立性をも指摘しているのである。

要するに、自由主義段階の株式会社はマルクスにあっては氏のいわれるように基本的には「純経済現象」として取扱われてきたとあってよいが、それだけで株式会社の意義は把握しえないことは言うまでもない。ここでは、結局自由主義段階の株式会社を基準にしては、その本質は充分把握できないことだけを指摘するとどめ、氏の次の論点についてみることにしよう。

第二の問題は、武井氏が自由主義段階の株式会社と帝国主義段階のそれを「独占」をメルクマールにして質的にちがうものとしている点である。即ち氏はいう。「株式会社は部分的現象であるといっても、独占が部分的現象であるというのでは、その意義を異にしている。というのは、独占は国家の経済に対する積極的干渉を前提にし、かつ決して全生産部面に出現するものではないのに対して、株式会社の出現は純経済的現象であるとともに、次に

みるように、全資本に対して資本の商品化という形態を〈幻想的〉であるにせよ、附与する基礎となるからである」(『理論』227頁)と。そして氏が「次にみる」のは(我々はこの理論的展開について後に詳しく検討するので、ここでは簡単にシェーマ化しておくにとどめる)、資本の動化=株券の売買、会社の集中・合併、資本還元機構(擬制資本)、全企業体の幻想的動化(資本の商品化の極限) = 「理念」の成立の構造である。そして、この構造を前提にして次のようにいわれる。「帝国主義段階における株式資本の普及は、むしろこのような〈理念〉の具体化過程としてあらわれるのではなからうか。しかし、そこでは、資本の商品化は単なる株式会社制度の普及ではなく、集中・集積をとおして、独占資本を生み出すのである。このような過程を原理論で説くわけにはいかない」(『理論』230頁)と。

氏のいわれるとおり、「自由主義段階の資本主義にもすでに部分的に株式会社の普及がみられるのであ」(『理論』227頁)り、又「帝国主義段階においても、株式資本は全産業部門に全面的に普及するものではないが、特定の生産部門である重工業を中心に広範囲に普及することはいうまでもない」(『理論』230頁)。この叙述によれば氏は自由主義段階であれ、帝国主義段階であれ、株式資本を同じく部分的存在としていると判断してよいであろう。しかし、前者は「純経済的現象」であり、後者は、独占を生み出すもの、従がって「国家の経済に対する積極的干渉を前提」にするものとして原理から排除される、と氏はいわれる。自由主義段階の株式資本をもってしか資本の商品化の機構が説けない、というもう一つの論拠は、自由主義段階の株式資本が「純経済的現象」である、ということが論証されて始めて有効となるものであって、いわば付け足しにすぎない。

だがこうした株式資本の分類方法に我々は多くの疑問を持つ。株式資本が資本主義の各発展段階に対して種々異なった役割を演ずることはいうまでもない。だが、氏がその役割を分類される場合用いられている指標、「集積・集中」「独占」「国家の干渉」等をもって株式資本の資本主義の各発展段階にたいしてもつ意義を区別するとするならば、それは余り意味があるとは思え

ない。東インド会社に代表されるような初期の株式会社であれ、自由主義段階の鉄道を中心にした公益的諸事業の株式会社であれ、帝国主義段階の一般産業株式会社であれ、「株式会社は実際には個別資本にとって過大の資金を要する大事業に採用せられる方法」(『宇野弘蔵著作集第1巻、経済原論』509頁)である以上、資本の集積・集中は個人企業のそれに対して当然進展していることは自明であろう。「独占」や「国家の干渉」という視点からみても、東インド会社の特許状を前提にした独占的貿易という事実を無視することは出来ないであろうし、又武井氏が主に論じられている自由主義段階の株式会社にしても、単に「純経済的現象」とすることは出来ないであろう。その点マルクス自身次のように述べている。つまり、株式会社は「資本主義的生産様式そのものの内部における資本主義的生産様式の止揚であり、したがって自己自身を止揚する矛盾であって、それは明らかに一つの新たな生産形態への単なる過渡として表示される。かかる矛盾として、次にそれは現象においても表示される。それは若干の部面では独占を作り出し、したがって、国家の干渉を誘発する<sup>9)</sup>」と。勿論、ここでマルクスのいう「独占」と「独占資本」という場合の「独占」とでは概念上の相異があるが、自由競争の制限及び国家の干渉という行動パターンは原理的な資本の論理に対する阻害性としては同質であろう。だから自由主義段階の株式会社を単純に「純経済的現象」としてしまふわけにはいかないであろう。

以上のように、我々は自由主義段階の株式会社を「純経済的現象」とし、それに対して帝国主義段階の株式会社を「独占」「国家の干渉」「集中・集積」等を分類の基軸とする<sup>9)</sup>氏の見解に納得しえない。我々はむしろこのような指標は株式会社制度全体にあてはまると考えているが、勿論、それだけで株式会社制度の歴史的意義が把えられる訳ではない。株式会社制度のもつ以上のような特徴は、多かれ少なかれ、資本主義の各発展段階にみられながら、古典的諸学説においては一面的に排除されたり、あるいは一定の限定を附された上で原理的に展開されるということを繰り返したのであるが、その典型的な規定は結局、帝国主義段階の株式会社制度をもってするほかありえなかつ

たのである。<sup>10)</sup>

以上、我々は武井氏の株式資本論の課題と方法について検討を加えてきた。そして氏の課題の設定の仕方、株式資本の抽象基礎について多くの疑問点を提出してきた。そこで以上の疑問点を踏まえた上で、更に具体的に氏の株式資本論の理論的展開について検討し、株式資本論の課題と方法、展開はいかにあるべきかについて、より立ち入った考察を試みることにしよう。

- 1) なお歴史的与件としての労働力商品が前提されつつ措定 (voraussetzen のsetzen) されるためには、特殊商品としての労働力の価値と使用価値が原理論の中でいかに規定されるのが問題とされなければならない。この点について簡単にふれておこう。武井氏は労働力商品化の矛盾を根本的矛盾とし、「固定資本としての機械の特殊性」(武井邦夫「資本主義の根本矛盾と主要矛盾」『思想』No. 553, 1970, 7, 60頁)を「派生的矛盾」(同上)とし、機械制大工業の下では、前者が「副次的矛盾」(同上)、後者が「主要矛盾」(同上)となる、としておられる。それは、労働力商品と機械のこのような関係が「絶対的剰余価値の生産と相対的剰余価値の生産との関係に対応」(同上)しており、「機械制大工業にもとづく資本主義的生産では、後者が「剰余価値生産の主要な方法」(同上、傍点は原文のまま)となり、前者が「副次的な方法に転化している」(同上、傍点も原文のまま)とされるからである。しかしこのような対応関係を想定することにも、絶対的剰余価値と相対的剰余価値の把え方にも問題があるが、更に重要なのは、根本的矛盾たる労働力商品化が「副次的矛盾」に転化され、原理的には労働力商品化の矛盾が「経済闘争」によって解決される(同上頁参照)としている点である。こうなると原理論そのものの意義が消滅してしまうことになるのではないかと考えられる。即ち氏は、「<経済闘争>の特殊性は労働日の延長を国家権力によって強制される」(同上論文, 61頁)点にあるとされているのであるが、このことは下部構造の自立性(これこそ資本主義の自立性を示す根本的特徴をなすものにはかならない)そのものを否定し、資本主義の根本矛盾たる労働力商品化の価値規定に上部構造を無媒介に導入するという結果をもたらしている。正しくは労働力の価値規定は景気循環を通して規定され労働日も同じくそれによって規定されるものとしなければならない。

かくて歴史的与件であれ、資本主義自身の創造物であれ、原理論においては、前提されたものを措定するという方法が唯一の正しい方法なのであるが、ここでは氏の労働力商品の措定の仕方が全く納得しえないものであることを指摘するとどめておく。

- 2) 所謂「世界資本主義論」にもとづいて株式資本を帝国主義段階のメルクマールと

する議論に対する批判と本質的には同じことが氏についてもいえるであろう。そのような批判については、一の註(8)であげた星野中氏による文献紹介を見られたい。その中で代表的なものとして、降旗節雄『資本論体系の研究』を我々はあげることができる。

- 3) 氏は株式会社の出現は固定資本の巨大化を前提にするとも述べられている(『理論』214頁)。しかし先にもみたように固定資本の巨大化に始まる帝国主義段階の株式会社の普及は原理論では説けないとされている。独占が原理で説けないからである。だが固定資本の巨大化—株式会社—独占は帝国主義段階論で始めてその意義が解明されるのであり、固定資本の巨大化と株式会社の連関は必然的に独占を生み出すのである。それとは別個に一般論的な、原理的に展開しうるような固定資本の巨大化—株式会社という形で自己完結する事実も論理もありえない。
- 4) 自由主義段階イギリスの資本輸出によって「イギリスの工業製品輸出と後進国の農産物輸出が金融され、イギリスを<世界の工場>とする国際分業関係が一層促進されることになった」(小野英祐他著『現代金融の理論』時潮社、1971年、61頁)ように、自由主義段階のイギリスの産業資本の蓄積にとって、所謂「社会間接資本」と称されるイギリスの公益的諸事業(株式企業がもっとも普及していた)も、産業資本の蓄積のための基盤整備=社会的枠組を形成し、産業資本と対立するような社会的機構ではなかった、といてよいだろう。これら資本輸出や株式事業に投ぜられる資金は、産業資本そのものから生じた資金ではなく、それ以外の社会的遊休資金であった。その資金は産業資本の蓄積に直接投じられるのではなく、その蓄積の外枠を拡大する役割を来たしたのである。
- 5) スミスは資本主義の発展にともなって必要とされる、資本自体によっていとなまれる株式会社企業を容認していた(中村通義『株式会社論』亜紀書房、1969年、10頁参照)。それは公共的諸事業の株式会社に限定されていた。又リカードも株式会社にとはとくに触れることはなかったが、株式会社の資本について、イングランド銀行に関連させて次のように述べていた。「会社の株式資本が、株主総会から選ばれた少数の理事たちによって運営されるばあいと、その資本が株式自身に分配されて、めいめいの持分をその所有者である一個人が運営するばあいとでは、実質的総額のうえで、あるいは商業上の目的のために持分を使用する効率の点で、なんらかの相異があるだろうか?」と。(The Works and Correspondence of David Ricardo, ed. by P. SRAFFA, Vol. IV 1951—55 p. 278, 邦訳『リカード全集』, [雄松堂] IV巻, 335頁) これらは4)の事情を反映した見解であろう。
- 6) 「……株式企業が諸国の国民経済に及ぼす急速に増大しつつある影響は、いくら評価してもしすぎることはありえないくらいであるが、しかし明らかにこれらの企業はまだそれ自身の適切な組織をつくりだすまでにはとてもいたっていない。これらの企業は、現代社会の生産諸力を発展させる強力なてこではあるが、まだ

- 中世の同職団体のように、まさしくみずからの組織の力によって駆逐してしまっ  
た個人的責任に代わるべき団体的良心をつくりだすまでに、まだいたっていない  
のである。」(Marx=Engels Werke, Bd. 12. Dietz Verlag, 1961, S. 573, 邦  
訳大月書店刊『マルクス・エンゲルス全集』12巻, 546頁)
- 7) マルクスの株式会社論については前出の拙稿「マルクスの株式会社論」(北大『経  
済学研究』第24巻, 第1号, 1974年)参照。なお, そこでは, 株式会社は「一般  
的利潤率の均等化には参加しない」というマルクスの一言をもって、『経済学批  
判要綱』以来のマルクス株式会社論に対する新たな理論的認識としたのであるが,  
それは恐らく誤りであろう。マルクスにあっては単なる事実の指摘として述べた  
ものなのであろう。しかし, マルクス自身は, 「利子生み資本」に災いされ, 又  
第三巻を未完成のまましのこしたということから, 株式会社と一般的利潤率の均  
等化の問題に立ち入ってはいないが, 株式会社論の原理的展開にとつては, 常に  
反省されるべき指摘であることはいうまでもない。
- 8) K. Marx, Das Kapital, Marx-Engels Werke, Bd 25. Dietz Verlag, 1964. 向坂  
逸郎訳(岩波書店)第三巻一部, 553頁。
- 9) 武井氏は別の論文で, 次のようにいわれている。「株式会社制度が成熟するのは,  
帝国主義段階であるが, 株式会社それ自体はこの段階特有の存在ではなく, 重商  
主義・自由主義段階にも存在する。ただその普及度を異にするのである。原理論  
ではこの各段階に共通な形態規定としての〈株式資本〉を論ずるのである。した  
がって帝国主義段階の株式資本も当然その対象となる。それを説くことは直ちに  
〈独占〉を説くことを意味しない。〈独占〉は〈自由競争〉すなわち, 資本主義  
の〈自立的純化力〉たる市場価格変動機構を硬直化させるものとして, 原理論体  
系から捨象さるべきであろう」と。(武井邦夫「恐慌論と純粋資本主義」『金融経  
済』93号, 1965年, 56頁。)株式資本が原理論で説きうるためには一定の制限が  
あると考えられるが, たしかに氏のいわれる通り一旦原理論に内面化されたもの  
は資本主義の各発展段階に共通な規定とすることが出来るであろう。だが原理論  
に内面化する場合, 株式会社が「各段階に共通」にみられ, 「ただその普及度を異  
にする」としてなにか, 各段階に共通な株式会社から類概念的に株式資本を抽象  
して原理論で説く, というようなことであってはならない。ここで氏が以上のよ  
うな株式資本の抽象方法を考えておられるとしたら, 当然『利子生み資本の理論』  
で自由主義段階の株式資本を抽象するという方法と矛盾することになるが, たと  
え氏自身が, 矛盾しておられても一向差しつかえない。両方とも誤りだからであ  
る。株式会社は各段階に共通にみられるとしても, たんにその普及度を異にする  
にすぎない, ということではすまされないものをもって。その歴史的役割や  
意義の相異は, 各段階によって異なるのであり, 殊に帝国主義段階の株式会社の  
歴史的意義を解明することなくしては, 重商主義段階や自由主義段階の株式会社

の役割もつかめない。

又原理論に株式資本が含まれるかいなかは大問題であり、我々も後に本論で検討するが、一応の見解を提出しておこう。原理論で展開される株式資本はたしかに「各段階に共通な形態規定」としてよいが、それは本来原理的に積極的に展開されない、いわば補足的な商品経済的形態機構として取扱われなければならない。商人資本や金貸資本が商品経済的機構であり、多かれ少なかれ資本主義の各段階にも共通にみられるとしても、それ自身を原理論で説くことはできず、流通形態論に内面化されるにすぎない。それと同じように株式資本も形態的機構としなければならないが、補足的である、というところに意味があるのである。

- 10) 「株式会社制度が資本主義の発達に具体的にいかなる歴史的意義を有するかは、資本主義の世界史的発展段階論で明らかにされるべき問題である。それはそれぞれの発達段階の資本主義を代表する17、8世紀の商人資本、19世紀の産業資本と並んで、これに続く19世紀末以後の金融資本の分析によって始めて解明される。」(『宇野弘蔵著作集』第1巻、510頁。)

### 三、土地の商品化と資本の商品化

武井氏は、資本の商品化、株式資本論を展開するためには、土地の商品化が前提にされるべきであると主張されている<sup>1)</sup>。土地の商品化を前提することによって、資本の商品化、株式資本がいかに論理的整合性をもって展開されることになるか、を検討するのが本節の課題であるが、そのために前もって氏の資本の商品化、株式資本論の骨子を示しておこう。

宇野氏は、資本の商品化の機構＝「売買の方式」はとけても「売買の機構」は原理論では説けない<sup>2)</sup>とされ、原理論における株式資本の取扱いにやや不明瞭なところを残されているのであるが、これに対して武井氏は、部分的な株式の売買という具体的な売買の機構を加えて始めて資本の商品化機構も説けるのであり、それでこそ原理の究極規定たる資本の物神性も説きうる、と主張される。そしてこの部分的な株式の売買を導入するために土地の商品化が設定されるのである。そこで提出されている武井氏の主要論点は次の四点である。

- a) 貨幣市場における利子率を前提にした土地商品化機構。
- b) 「売買の方式」と「売買の機構」は区別しえない。

c) 資本の商品化と株式の商品化の区別。

d) 株式資本と資本の物神性の関連。

以下この四つの論点を中心に検討することにしよう。

a) 貨幣市場の利子率を前提にした土地商品化機構

武井氏が貸付資本利子を前提にして、株式資本、資本の商品化の前に土地価格形成機構をとくという理由は、第1に「株式資本の出現が固定資本の巨大化という歴史的条件を前提にしているのに対して、土地の商品化の前提となる絶対地代は、原理論的必然性にもとづく存在である」(『理論』221頁)からである。しかしこれだけではなんのことも、訳がわからない。「原理的必然性」と「歴史的条件」を厳密に区別して考え、「原理的必然性」をもつものは原理論で説くべきだが、「歴史的条件」は原理論では説かない、とするならば、もともと絶対地代と株式資本には原理的な先後関係はありえない。しかし「原理的必然性」も「歴史的条件」も同じく原理論で説きうる(二でも見たように、氏はこのように考えておられるのだが)のであり、その場合、「原理的必然性」が先に立ち、「歴史的条件」は後になって、「原理的必然性」なしに導入されうる、と氏が考えておられるならば、絶対地代の前提をなす、土地所有は、これまた「歴史的条件」であった。これなしに絶対地代は説きえない。とすると、どちらが先か、というような議論も成り立たない。(又このことは、氏が先に見たように労働力商品も「歴史的条件」=「与件」とされていたこととも、抵触する。労働力商品がなぜ、地代論に先立って、流通論と生産論の媒介として論ぜられるか、ということになるからである。)したがってこのような議論には意味がない。

武井氏の第二の理由は、土地商品化の基準となる利子率と、資本を商品化する場合の利子率が別のものであり、後者の方がより複雑だ、ということである。つまり宇野氏が貨幣市場利子率と資本市場利子率は別個のものであり、前者を基礎に後者がそれを反映する、とされているのに対して武井氏はそのような利子率の機構とは別個に土地価格形成のための利子率が存在する、といわれる。即ち氏はいう、「地代還元の基準となる利子率は、銀行利子率を

ある程度反映しつつ、土地の商品化それ自体とともに与えられるものとしてよいのではなからうか。いいかえれば、銀行の貸付利率の差異が貸付期間と条件の如何によってそれぞれの都度規定されるように、ここでもまた独自の利率規定が存在するものと考えられるのである」(『理論』222頁)と。

だが利率は資金需給によって変動するものであるが、その資金が中央銀行に集中されると、需給が調節され、中央銀行の再割引率によって確定的な利率が規定されることになる。それに対して「土地還元の基準となる利率」なるものは、一体な<sup>3)</sup>に<sup>3)</sup>によって規制されるのだろうか。氏は「土地の商品化それ自体とともに与えられる」としているが、それは一体なんのことであろうか。土地価格は、地代を銀行利率で資本還元した価格ではなく、銀行利率を一応前提としながら、それとは別個に、土地商品が現実に売買された時点での土地価格で地代を割ると、土地価格の基準となる利率が判明する、といわれるのか。しかし、これでは土地の商品化には地代を資本還元する利率がなく、したがって原理的にはそれを規定しえず、具体的、現実的な土地取引にその規定を委ねるよりほかにない、ということ<sup>3)</sup>を表明しているにすぎないのではないか。

このように、氏のいわれる土地価格形成機構が「原理的必然性」を全くもたないものであり、具体的、現実的な土地取引によってその利率がそのつど決定されざるをえないものであるとするならば、氏がここにいたって「信用論の根幹の規定」(『理論』224頁)においては規定されえなかったはずの「貨幣資本家」を、土地の売買に参加させるために、「<純粹資本主義社会>の想定をはず」(同上)して、「原理論」に導入される理由もよく判るのである。

更にもう一つ我々が疑問に思うのは武井氏が、株式資本価格は「危険プレミアム」(『理論』221頁)などがついて土地価格より複雑な機構だとしている点である。株式資本価格には「危険プレミアム」などという原理的には説きえない不純な関係が含まれることはいう迄もないが、土地価格にはどうであらうか。武井氏は「土地所有には資本所有にともなうような<危険>は存在

しない」(『理論』221頁)、「むしろそれは<地位と支配>のシンボルとして、一般利子率を下まわる可能性を有している」(同上)といわれている。ここでいわれている「それ」というのは $\frac{\text{地代}}{\text{土地価格}} = \text{地代還元利子率}$ のことであろう。その利子率が「土地所有のステイタス・シンボルとしての性格」(『理論』222頁)を反映して株式価格より低い利廻りとなる、とされているのである。しかし、ここでも氏の議論の難点が明白となろう。土地価格にも、「危険」なものではないにしろ「ステイタス・シンボル」という原理的に規定しえない関係が含まれているのである。結局、氏は株式資本価格と土地価格を「危険」か否か、で「原理論」の先後関係の理由とされているのである。

このように氏が土地の商品化機構の無理な位置づけを与えることになったのは、氏の地代論に対する次のような考え方にもとづいているのではないかと考えられる。「地代の最終形態である絶対地代は、資本主義的土地所有確立のメルクマールであるが、もともと土地所有が資本主義にとって与件である以上、その資本主義的確立と同時に、その外的与件性を形態的に商品経済の内部に内面化する機構が展開されざるをえない。地代の資本還元による価格での土地の商品化がこれである」(『理論』223頁)と。しかし土地所有という歴史的与件を前提にして展開された絶対地代が、「資本主義的土地所有確立のメルクマール」であるならば、なにゆえにあらためて、「商品経済の内部に内面化する機構が展開」されなければならないのか。絶対地代によって、土地所有は資本主義的「商品経済の内部に内面化」されたのではないのか。それが「資本主義的土地所有確立のメルクマール」の意義ではないのか。資本によっては生産されない土地に代表される、制限され独占されうる自然力を資本主義に「内面化」するのは地代論によって明らかにされる。土地の商品化は、資本の商品化と同じく、原理的には商品経済的な補足機構にすぎない。武井氏自身も述べられているように、土地の商品化には原理的には規定されえない「ステイタス・シンボル」のような不純な関係が含まれるのであり、それは絶対地代とは別個な独占地代のような関係を前提にして始めて説明されるものであろう。<sup>4)</sup>

以上見たように土地の商品化を資本の商品化の前提としなければならないとする武井氏の議論には納得しがたい。しかし、氏は更に資本の商品化を説くために必要な論点を提示されているので順次それを見ていくことにしよう。

b 「売買の方式」と「売買の機構」は区別しえないか

宇野氏は、先にもふれておいたように、資本の「売買の方式」と「売買の機構」とを分離し、後者は原理論では説きえないもの、とされている。しかしこのような宇野氏の見解に対して、武井氏は、この両者は区別することができず、土地の商品化を前提にし、部分的な株券の売買の機構を導入することによって、資本の売買＝資本の商品化が説けるとする。それは先にも述べた「貨幣資本家」が土地の商品化から導き出されたからであり、他方では、二で述べたような武井氏の株式資本の抽象方法に基礎づけられているからである。しかし「貨幣資本家」の導入方法が全く原理的な枠組を破壊してなされたことはすでに見たから、株券の実際の売買を通して、資本の商品化の方式と機構をともに説きうるとする氏の見解には、ここで立入って見る必要はないであろう。原理とは無関係のものを導入すれば、いわばなんでも「原理」になるからである。したがって、ここでは宇野氏の見解を検討することによって、「売買の方式」と「売買の機構」の区別の意味を検討してみようと思う。

次項でも詳しく見るように、資本の商品化は、その一般的な形では株式資本以外にはない。資本の商品化の機構は宇野氏の「それ自身利子を生むものとしての資本」の転倒した形態である擬制資本によって、定期的収入の資本還元を基礎にして行なわれる価格形成機構である。これは又土地の商品化の機構ともなりうる。だが原理論は、資本主義が資本主義の物神性の最高形態である「それ自身に利子を生むものとしての資本」によって資本主義自身の自律性（資本主義の理念）を形成し それによって一歴史的な社会としての資本主義の自立性を確立する、ということを解明することに目的がある。つまり商品形態という経済生活を規定する形態は、本来有機的で、しかも合理的経済性を有すべき人間の経済生活を数量的（しかし単なる数量的なものでは

なく、商品の価値量を特殊商品の使用価値量を通して表現するという特殊な数量的表現であるが)に、いわば無機的な合理的経済性をもつものに転化させる。資本主義社会は根底的にこの形態を支配的なものにしてしている社会である。しかし資本主義も一つの歴史的社会である以上、人間の経済生活を単なる無機的な機械的な合理性のみで処理してしまうことは出来ない。無機的な商品経済的合理性に対応する「イデオロギー(社会生活の規範としてのそれ)」を形成することなしに、それによって補完されることなしに、一つの歴史的社会たりえない。そういうものが資本の物神性(理念)である<sup>6)</sup>。これを明らかにすることによって原理論の基本的任務は、達成される。だから、本来一般商品とは異った資本や土地を商品化する機構が、資本の物神性を明らかにする「それ自身利子を生む資本」を前提にして導き出されうる、としても、それは特殊な一つの商品経済的機構としての形態面を明らかにしているのであって、原理論本来の任務からすれば、いわば補足的機構であり、株式資本もその「例解」といってよいものであろう。がしかし宇野氏は「例解というよりもっと重要なものだ。具体的現われとして株式会社を説く。また、これを説いておいてこそ金融資本も段階論で説ける。また資本の商品化の具体的現われは株式会社より他にはないのじゃないか……」(宇野弘蔵編『資本論研究』筑摩書房刊V巻、351頁)といわれている。ここでは株式資本は「例解」以上のものということが強調されているが、註の(7)で述べたような一定の留保さえ明らかにしておけば、「補足的」機構のその「例解」としてもよいのではないかと考えられる。「売買の方式」は原理論で説きうるとしても、それは原理論にとって、いわば補足である、という限定がなされなければならないのである。このように「売買の方式」が原理的にいっても、補足的であるとするなら、その具体的な「売買の機構」は非原理的な諸関係をもってしか行なわれないものである以上、原理論では説けないのも当然とせねばならない。

更にもう一つ宇野氏の見解で明確でないのは、原理論における株式資本と金融資本との関係である。従来、この点をめぐって多くの議論がなされてき

た。たしかに株式資本の一般産業企業への普及は帝国主義段階にみられたものであり、その資本家社会的役割も、そこにおいて始めて明確となった。つまり株式資本の一般的普及は資本主義の原理的展開を前提にしつつ、それを阻害し、逆転する傾向をもったことが、そこにおいて始めて明らかとなったのであり、宇野氏もこのことをもって、株式資本の具体的展開の原理論からの排除を要求された。しかし、そうした上で、宇野氏は原理論において資本の商品化の具体的あらわれとして株式資本を「例解」以上のものとして説いておられるのである。そうなると、株式資本は少くとも帝国主義段階の株式資本と直接関係あるものとして、肯定的であれ、否定的であれ、多くの論者が問題にしたのは当然であった、といつてよいであろう。

だが、原理論において、たとえ「例解」であれ、補足的であれ展開されている株式資本は帝国主義段階の株式会社から抽象されたものであっても、直接それとは関係がないことはいうまでもない。株式資本の資本主義社会における意義は帝国主義段階の株式資本をもって始めて解明されるとしても、原理論では帝国主義段階という内容が捨象され、その形態のみが抽象され、しかも補足的、「例解」としてのみ説きうる。一旦このように原理論に抽象された株式資本は、それによって「金融資本も段階論」で説きうるものではあっても、「金融資本だけが説ける」ものではない。つまり多かれ少なかれ、現実の資本主義に存在する株式会社の段階論的、現状分析的解明に役立つのである。<sup>9)</sup>

又、資本の商品化の一般的な形は株式資本であるとしてよいが、資本の商品化の機構が補足的、「例解」的なものである以上、例外的な「工場財団の評価、譲渡」(『資本論研究』V巻 352頁) というような個別的事情にも援用しうる。<sup>9)</sup>

このように、資本の商品化の機構を原理論の補足的規定とすることによって、そこで説かれる株式資本もより明確にされうるであろう。

#### c) 資本の商品化と株式の商品化の区別

武井氏は先にも見たように、株券の商品化を媒介にして、資本の商品化を

説かなければならない、としていた。つまり氏は「株券の商品化」と「資本の商品化」とは「はっきり区別されなければならない」(『理論』225頁)というのである。その理由は「株券の売買は、普通、株式会社の資本持分の一部分のみの売買を代表するにすぎない」(同上)からである、とされる。つまり株式の売買は資本全体を商品化するものではなく、「配当の部分的請求権」(同上)を売買するにすぎないのである。だが氏のこのような議論は株式の取得(それも部分的な取得で支配権を移転しうる)による支配権の集中たとえば委任状制度などを無視した議論であろう。資本は価値増殖する運動体であり、「一人の手の中で運動するもの」(『資本論研究』1巻316頁。大内秀明氏の発言)である。つまり「一人の手の中」とは、具体的には、所有と経営との一体化した事情をさすであろう。株式資本が本来の資本を構成する一可除部分である以上、商品として流通する場合、当然所有と経営が含まれるとしなければならない。その上で、現実の株式会社制度のもつ「特殊な所有と経営の分離」が問題となりうる。さもなければ、社債や国債などの他の確定利子付証券との区別がつけられないことになるであろう。

しかし、氏も実際には、「資本の商品化」と「株券の商品化」を厳密なところ区別しておられない。もともと両者の区別を考えること自体がおかしいのだが、それはともかく、氏は次のように述べられている。即ち「資本の商品化のばあいも現実的に売買されるのは発行、株式の一部にすぎない」(『理論』226頁)と。つまり、「株券の売買」は「資本持分の一部分のみの売買を代表するにすぎない」ものであったが、「資本の商品化のばあいも」又「発行株式の一部」の売買のことをさす、と氏はいわれている。だから、「資本の商品化」と「株券の商品化」の「はっきり」した「区別」は氏においても、本当は「はっきり」していない。だから氏が次のような新たな「区別」をもち出しても、その「区別」は依然として「はっきり」しない。つまり氏は、「株券の売買」は「株式会社の資本持分の一部分のみの売買」にすぎず、「配当の部分的請求権」の売買にすぎないとしても、「資本の商品化」は「一株式企業がその価値増殖を続行しながら、全体として現実的に商品化されるこ

と」があり、「会社の集中合併のばあいがこれである」（『理論』227頁）といわれているのであるが、「集中合併」も部分的な「株券の商品化」によっても可能であることはいうまでもない。つまり、武井氏は「部分的」とか「全体的」とかという「はっきり」した原理的な「区別」とはいえないものをもって外見的な「株券の商品化」と「資本の商品化」の「区別」を試みておられるがゆえに、いつまでたっても「はっきり」しないのである。

武井氏が「＜資本の商品化＞が土地の商品化によって内的に要請されるかぎりそれは全産業資本に対する要請である」（『理論』226頁）と主張されるばあい、それは次のことを意味していた。つまり、「資本の商品化」は「株式会社制度として具体化」（『理論』225頁）されることになるが、その株式会社制度の普及には「いくつかの前提条件が必要なため」（同上）株式会社が「全産業部門に同時的かつ全面的に普及する」（同上）ものとするのは出来ない。だから「資本の商品化」はただちに「株式会社制度として具体化」されず、「観念的商品化」（『理論』226頁）という形で、「全資本について、要請され」（同上）る、と。つまり「資本の商品化」は「資本主義社会の＜理念＞」（『理論』228頁）として規定される、と武井氏は述べる。この理念論については次節で述べるので、「株券の商品化」と「資本の商品化」の区別という氏の論点に的をしぼって検討を続けることにしよう。

ここでは新たに氏は「資本の商品化」とは「株式会社制度として具体化」されることだ、と規定しているが、これについては既にふれたのでここではふれない。他方で氏は、「資本の商品化」が「株式会社制度として具体化」されないうちは、全資本の「観念的商品化」＝「資本主義社会の＜理念＞」こそ、資本の商品化である、とされている。だから「株券の売買」と「資本の商品化」は「理念」か否かで今度は区別されている。「資本の商品化」が「理念」か否かは、既に前にもみだし、又次に検討するので一応ここではおいておこう。その論証方法についてみることにする。氏が「株券の商品化」と「資本の商品化」をはっきり区別するとされた理由は「株券の現実的売買を前提にしてのみ、観念的な商品化自体も成立する」（『理論』226頁）から

である。だから問題は、「株券の売買」を「土地の商品化」と「資本の商品化」の媒介項としていかにして論理的に証明するかに関わってくる。だが氏は、「株券の売買をたてて<純資<sup>10)</sup>>をすてる」(『理論』227頁) ことによって、つまり論証を放棄することによって、解決を図ろうとされているのである。これは先に氏が原理論に貨幣資本家を導入された場合と同様の方法である。具体的には氏は次のように「株券の売買」を導入されている。「原理論抽象の基礎となる自由主義段階の資本主義にもすでに部分的に株式会社の普及がみられる……」(『理論』227頁)、このような「株式会社の出現は純経済的現象であるとともに……全資本に対して資本の商品化という形態を<幻想的>であるにせよ、附与する基礎となる……」(同上) と。ここでは自由主義段階の部分的な株式会社に、先にみた「株券の商品化」の部分性を対応させ、自由主義段階の株式会社が「純経済的現象」であること、「資本の商品化」を「全資本に対して」「附与する基礎となる」ということをもって、その導入の論拠とされている。だが、二でみたように自由主義段階の株式会社を「純経済的現象」とすることには問題があり、又この株式会社の導入が、いわば論証を放棄した実際の展開方法であることはくり返すまでもない。このような「株券の商品化」をもって「資本の商品化」を「全資本に対して」「附与する基礎となる」とすることは不可能である。氏にあっては「株券の商品化」と「資本の商品化」の「区別」が明瞭にはならなかったのもこのことと関連する。そして最後に氏が「資本の商品化」をもって「観念的商品化」であり、又「資本主義の<理念>」であるとされているところについて簡単に問題を指摘しておこう。

氏は集中合併という形で資本が「全体として現実的に商品化される」ことによって、それをうけて「個人企業の資本家もまた自己の企業の収益を資本市場の利子率で観念的に資本還元し、収益をその利子とみなすようになるであろう」(『理論』227~8頁) と述べられている。資本の商品化機構を援用して展開される個人企業の資本還元は、本来は例外的とされる「工場財団の評価、譲渡」のことをさすものであろう。勿論、これは個別的具体的な問題で、

理論的には問題とならないことである。だが、武井氏は個人企業のこのような資本還元をもって「個人企業も、資本規模の巨大化にともない、順次株式会社に転化される」(『理論』228頁)前提とされている。しかし個人企業における利潤の利子化と株式会社の配当の利子化にどのような必然的な連関があるのか不明である。

だがしかし、根本的な問題はこのようなところにある訳ではない。個人企業における資本に対する利子という問題は本来、資本の商品化の機構に関連して提出された問題ではなく、したがって株式資本論とは関係なく展開されてきた。むしろ学説史的にいえば、個人企業における資本—利子関係は株式資本を前提とすることなく展開されてきたといつてよい。氏はその点について考慮されていないのではないか。<sup>11)</sup>

しかし、今これらに立入ることは必要ないであろう。そこで節を改め、本節の始めに四番目の問題としてあげておいた株式資本論と資本の物神性の関連と意義をとりあげ、本稿の結びとしたい。

- 1) このことは、氏の論文「原理論と株式資本論」(『政経学会雑誌』14・15合併号)の『利子生み資本の理論』への再録に際しつけ加えられた附註で再三明言されている。そして氏のこのような考えは宇野氏の次のような見解に負うところが大きい。即ち宇野氏はいう、「土地を所有すること自身から剰余価値の一部分の分配を要求し得るということは、資本家にとってはまた資本を所有すること自身も剰余価値の一部分を分配せられることにならなければ、その原理が一貫しない」(『宇野弘蔵著作集』第1巻、258頁)と。武井氏はこの部分に依拠して、土地の商品化—資本の商品化という新たな篇別構成を主張されているのである。(『理論』220頁)
- 2) 前出、『資本論研究』V巻、354頁。
- 3) 土地価格が銀行利子率で地代を資本還元したものだとする、土地価格 =  $\frac{\text{地代}}{\text{利子率}}$  という形で表わされる。しかし、氏の議論からすれば、土地の商品化、つまり一定の現実的な土地価格での売買があって始めて利子率が与えられるのであるから、 $\frac{\text{地代}}{\text{現実の土地価格}} = \text{土地商品化の利子率}$  という形でその利子率が与えられることになる。
- 4) 農業保護関税—土地抵当証券—土地抵当信用という関連で、独占地代と「土地商品化」の問題解決への一つの方向性を与えるものとして、河西勝「農業問題

- とマルクス経済学」(降旗節雄『マルクス経済学の理論構造』, 筑摩経済学全集 4, 別冊)がある。
- 5) 武井氏は「貨幣資本家」を産業資本家の「予備軍」(『理論』224頁)とされている。しかし、ラムジー以来「貨幣資本家」は「引退資本家」とされてきたのではなかっただろうか。
  - 6) 『資本論』の探求課題について高橋洋児氏は次のように述べておられる。「……資本家の生産様式がいわゆる下部構造としての自立運動過程のうちに同時にまたこれに照応する独自資本家的な倒錯した観念形態をみずから分泌するという事情, そしてこのような倒錯観念に担われ補完されることによってはじめて, 自己運動する下部構造自体もまた自己の合理性を保証されるものとなるという事情, ——これをマルクスは〈物神性〉を基軸概念に据える観点から容赦なく〈解剖〉したのである」と。(高橋洋児「物神性批判の一視角」『思想』No. 586, 46頁)
  - 7) 但し, 「例解」とはやや正確を欠く表現である。なぜなら擬制資本を前提にした資本の商品化とは, 基本的には株式資本以外にはないからである。もちろん例外的に「工場財団の評価, 譲渡」ということも資本の商品化といってよいので, 株式資本が唯一のものであるとは必ずしもいえない。その意味では「例解」という表現も一定の意味をもつといってよい。だが歴史科学として社会経済機構を問題とする経済学では資本の商品化の一般的機構は株式会社制度以外にないのである。
  - 8) 二の註8で述べた武井氏の方法と比較せられたい。
  - 9) 後藤泰二『株式会社の経済理論』(ミネルヴァ書房, 1970年)では, このような個別的事情を一般化して「資本の商品化」を「企業の商品化」とみている。それが原理的にいえるか否かについては我々は先に註の(7)でみた。
  - 10) 〈純資〉とは断わるまでもなく, 宇野氏のいう「純粹資本主義論」のことである。しかし, 武井氏は, 次のような抽象方法をとられている。「非資本主義的存在ではあっても」「資本の〈生活環境〉すなわち, 資本の存立の前提であると同時にその内部からの創造物であるかぎり, 原理論でも前提にしなければならない」(『理論』223頁)ものがあり, それらは「労働力商品, 土地所有, 国家, 世界市場等」(同上)である, とされている。氏にあっては株式資本もこれらに含められるのであろう。このような方法では, 「非資本主義的存在」を原理論に内面化する場合必ず論証に不整合が生じる。
  - 11) この点については拙稿「マルクスの利子生み資本論について」(北大『経済学研究』第25巻, 第1号, 1975年)参照。もっとも, 氏はこの点に関して宇野氏に対する批判的視点をもっておられる(『理論』, 「附論Ⅱ」参照。)なのであるが, その場合でも, マルクス, ラムジーの「質的分割」に対する考慮が不十分ではないか, と思われる。これは再検討されるべき重要な点と考えられる。

なお、「質的分割」を否定する側から、ラムジーにふれたものとして、伊藤誠『信用と恐慌』第2章、第2節（東大出版会、1973年）がある。これら『質的分割』に関しては、いずれ機会を改めて検討したい。

#### 四、むすび——株式資本論と資本主義の物神性——

武井氏は「資本の商品化を資本主義社会の〈理念〉」＝（観念的性格）として、「原理論の究極規定」（『理論』231頁）とされていた。しかし、それは「単なる観念性ではな」（『理論』228頁）く、「現実性を基礎にしつつ、同時に現実性に転化しうる可能性をひめた観念性」（同上）である、とされている。つまり、それは、株式会社の集中合併や、個人企業の株式会社に転化しうる現実性をもった、「観念性」である、とされるのである。だが、「資本の商品化」とは具体的には株式会社制度のことを指し、現実的な機構である。むしろ資本も商品化されうるという前提をつくる観念性こそ、資本主義の理念であり、資本の物神性である。それが資本主義社会の特殊歴史的な機構に対応して、資本の経済的合理性を裏打ちする観念性なのである。氏の場合、資本所有一利子、と「資本の商品化」と「株券の商品化」とが一体となり混同されたままになっている。その点は、氏の次の見解から明らかとなる。「まず、資本の動化＝株券の流通によって、擬制資本とともに、その増殖分＝資本利子の利まわりという形で与えられ、ついでこれを基礎にして他の非動化部分も観念的に動化され、最後に個人企業の〈純粹に幻想的な〉動化現象が生ずるのである。それとともに一定の収入を生むあらゆる個人財産の〈幻想的〉動化表象が生ずるようになる」（『理論』230頁）と。これは先に見た、現実の土地売買価格で地代をわると土地商品化の利子率が生じ、これが逆に地代をして土地価格に対する利子となる、という氏の土地商品化論から必然的に帰結されたものであった。しかし、土地価格一利子という設定の難点は既にみたからここではくりかえさないが、ここでの叙述は明らかに、「株券の商品化」、「資本一利子」、「資本の商品化」が全く区別されていないことを示している。その理由ももう明らかであるからここではくり返さないが、

これに続く、文章にもまた不明確なところがある。つまり、こうである。「そして、ひとたびこのような表象が成立すると、株式会社制度は逆にこのような表象の具体化として意識されるようになる。このような逆転的現象こそ、資本主義社会における物神性の極限を示すものにほかならない。」(『理論』230頁)と。しかし、「資本主義の理念」という表象の具体化として株式会社制度を「意識」する、ということは、「資本主義社会における物神性の極限を示す」ほど、一般的な意識なのであろうか。果してそれは、「物神性」とらわれた「意識」なのであろうか。そういう「意識」が「逆転的現象」であり、資本主義の「物神性の極限を示す」といわれても、氏自身が又「理念」としての「資本の商品化」を株式会社制度として具体化される観念性とされているのであり、その矛盾を武井氏に説明してもらわなければ、我々としても納得がゆかない。氏に従えば、氏自身も「物神性の極限」とらわれていることになる。

この文章自体が、全く不明確なので氏の本当にいわれたいことがよく判らないのだが、物神性の極限を、以上のような「意識」において把えつつ、他方で次のようにもいわれている。つまり「帝国主義段階における株式資本の普及は、むしろこのようなく理念>の具体化としてあらわれるのではなかろうか。」(『理論』230頁)と。そうすると、以上見た、宇野氏や我々がとらわれている「意識」は、氏においても認められることとなり、なんら「物神性の極限」でもなんでもなく、科学的認識として正しいことである、ということになる。とすると、「物神性の極限」は「意識」にあるのではなく、「帝国主義段階における株式資本の普及」のことをさすものと考えられる。

だから、氏のいわれる「物神性の極限」というのがなんのこともか、判らないことになるのであるが、かといって氏は「理念」をもって「物神性」である、とはここではいっておらず、むしろ両者を区別しておられる。つまり、氏は「自然現象や人間能力を<理念>化した<神>が逆に、自然や人間の<造物主>として現われる時、その神秘化が完成する……」(『理論』231頁)といわれている。ここでは<理念>の成立と、その具体化とが、はっきり区

別されている。そして両者合わさって、「神秘化」の「完成」がいわれる。これをいま、武井氏の「物神性」に対する捉え方にあてはめてみよう。とすると、「理念」は「物神性」に「逆転」することによって、「神秘化」の完成になることになり、「物神性の極限」が、「帝国主義段階における株式資本の普及」にあたるとするなら、この株式資本の普及こそ、「神秘化」を「完成」するもの、としなければならないであろう。だが、氏は「このような過程を原理論で説くわけにはいかない」（『理論』230頁）とされる。つまり「理念」は「物神性の極限」まで展開されて、「神秘化」を「完成」させなければならないにもかかわらず、それは原理論では説きえないとされる。「理念」は「神秘化」を「完成」しえないまま、「原理の究極規定」とされることになる。つまり原理は完成されずにおわることになる。

以上のように、武井氏は「理念」と「物神性」とを分離しながら、結局その概念を明確にされず、原理論まで「完成」されずに終わってしまった。もともとの両者は氏にとっては、一体のものとしてとらえられていた。つまり、「物神性の極限概念である資本利子論」（『理論』195頁）というのがそれである。そしてこれを説くために自由主義段階の株式資本を原理論に導入すべく展開された氏の議論が成功裡に遂行されたか否かは、以上の検討をとおしてほぼ明らかにされたものとする。氏が「解決を迫る」（『理論』196頁）た「課題」は結局「原理論体系が未完結となる」（同上）という結果となったといえるであろう。